介護職員・介護福祉士等が喀痰吸引等の行為を行うまで

介護福祉士の場合

平成 28 年度以降
介護福祉士国家試験合格者

平成 27 年度以前資格取得
医療的ケアに関する研修課程を修了

↓

就労事業所が「**登録喀痰吸引等事業者**」である

↓

就労事業所において必要な行為の実地研修を受講する

↓

就労事業所から「**実地研修修了証**」の交付を受ける

↓

（公財）社会福祉振興・試験センターに喀痰吸引等行為の付記登録申請を行う

注意：付記登録がない場合実際の行為は行えません

↓

介護福祉士として、「**登録喀痰吸引等事業者**」で業務の実施

非該当

介護職員等の場合

左側に該当しない
介護福祉士

介護職員等

↓

「**登録研修機関**」において
喀痰吸引等研修（基本研修+実地研修）を受講する
※基本研修については、免除される場合有り

↓

登録研修機関から
「**喀痰吸引等研修修了証**」の交付を受ける

↓

宮崎県へ
「**認定特定行為業務従事者認定証**」の交付申請を行う

↓ 任意

介護福祉士の場合

宮崎県へ認定証の
「**原本証明**」の申請

↓

認定特定行為業務従事者として
「**登録特定行為事業者**」で
業務の実施